

平成31年3月大竹市議会定例会（第1回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	議案第12号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について （総務部企画財政課） （総務部産業振興課） （市民生活部自治振興課） （市民生活部環境整備課） （健康福祉部地域介護課） （健康福祉部保健医療課） （建設部土木課） （建設部都市計画課） （教育委員会総務学事課） （教育委員会生涯学習課） （上下水道局業務課）	1 改正の理由 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、消費税及び地方消費税の税率が平成31年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。 2 改正する条例 （1）大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例 （2）大竹市地区集会所設置及び管理条例 （3）大竹市行政財産の使用料に関する条例 （4）大竹市農林振興センター条例 （5）大竹市マロンの里設置及び管理条例 （6）大竹市広原農村公園設置及び管理条例 （7）大竹市漁港管理条例 （8）大竹市漁港区域内占用料等徴収条例 （9）大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例 （10）大竹市総合福祉センター設置及び管理条例 （11）大竹市地域福祉会館設置及び管理条例 （12）大竹市休日診療所設置及び管理条例 （13）大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （14）大竹市斎場条例 （15）大竹市道路占用料徴収条例 （16）大竹市海岸保全区域内占用料等徴収条例 （17）大竹市公園条例 （18）学校教育施設使用条例 （19）大竹市立公民館使用条例 （20）大竹市会館条例 （21）大竹市総合市民会館条例 （22）大竹市立図書館条例 （23）大竹市自然の家やさか設置及び管理条例 （24）大竹市海の家あたた設置及び管理条例	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			<p>(25) 大竹市水道条例 (26) 大竹市工業用水道条例 (27) 大竹市下水道条例 (28) 大竹市漁業集落排水処理施設条例 (29) 大竹市農業集落排水処理施設条例</p> <p>3 改正の主な内容 (1) 使用料等を本体価格に消費税率10%を乗じた額に改める。 (2) 消費税率「100分の108」、「1.08」の規定をそれぞれ「100分の110」、「1.10」に改める。</p> <p>4 施行期日等 (1) 使用料及び手数料に関するもの 平成31年4月1日 ※ 経過措置として、改正後の使用料・手数料は、平成31年10月1日以後の利用等に係るものについて適用し、同日までの利用等に係るものについては、改正前の使用料及び手数料を適用する。 (2) 水道料金等に関するもの 平成31年10月1日 ※ 経過措置として、平成31年10月1日以前から継続して使用しているもので、平成31年10月31日までに料金が確定するものについては、改正前の料金を適用する。</p>	

	議案番号	件名	内容	提案説明者												
2	議案第 13 号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課) (建設部土木課)	<p>1 改正の理由 現在設置している高齢者施策及び介護保険制度に関して市民、有識者等から意見を聴取する会議等について、今後、合議体として調査審議していく必要があるため、これらの会議を附属機関として改めて設置し、また、新たに地域福祉に関する事項及び成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項について調査審議を行う附属機関と公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進する方針及び基本構想の作成、実施等に関して協議、評価を行う附属機関を設置するよう、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正内容（設置する附属機関の概要）</p> <table border="1" data-bbox="958 603 1977 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 603 1301 675">設置する附属機関</th> <th data-bbox="1301 603 1977 675">担任する事務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 675 1301 850">大竹市地域福祉等推進協議会</td> <td data-bbox="1301 675 1977 850"> 1 地域福祉計画の策定及び変更に関する事項等の調査審議 2 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 850 1301 946">大竹市老人ホーム入所判定委員会</td> <td data-bbox="1301 850 1977 946">養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否の判定に関する事項の審査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 946 1301 1121">大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会</td> <td data-bbox="1301 946 1977 1121"> 1 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関する事項等の調査審議 2 所管介護サービス事業者の指定及び運営に関する事項の調査審議 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1121 1301 1217">大竹市地域包括支援センター運営協議会</td> <td data-bbox="1301 1121 1977 1217">地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項の調査審議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1217 1301 1305">大竹市移動等円滑化促進協議会</td> <td data-bbox="1301 1217 1977 1305">移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成、実施等に関する協議、評価等</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>	設置する附属機関	担任する事務の概要	大竹市地域福祉等推進協議会	1 地域福祉計画の策定及び変更に関する事項等の調査審議 2 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議	大竹市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否の判定に関する事項の審査	大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会	1 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関する事項等の調査審議 2 所管介護サービス事業者の指定及び運営に関する事項の調査審議	大竹市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項の調査審議	大竹市移動等円滑化促進協議会	移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成、実施等に関する協議、評価等	副市長
設置する附属機関	担任する事務の概要															
大竹市地域福祉等推進協議会	1 地域福祉計画の策定及び変更に関する事項等の調査審議 2 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議															
大竹市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否の判定に関する事項の審査															
大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会	1 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関する事項等の調査審議 2 所管介護サービス事業者の指定及び運営に関する事項の調査審議															
大竹市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項の調査審議															
大竹市移動等円滑化促進協議会	移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成、実施等に関する協議、評価等															

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 14 号	大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について (総務部企画財政課)	<p>1 改正の理由及び内容 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義を明確化するとともに、収集を制限する個人情報を追加するため、大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 「個人情報」の定義の明確化 個人情報の定義である「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」の「その他の記述等」について、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」と定義し、個人情報の定義を明確化する。</p> <p>(2) 個人識別符号を個人情報に含めることの明確化 旅券番号などの個人識別符号について、個人情報に含めることを明確化する。</p> <p>(3) 収集を制限する個人情報の追加 収集を制限する個人情報に「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれるもの」を加える。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第 15 号	大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について (市民生活部自治振興課)	<p>1 改正の理由 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、消費税及び地方消費税の税率が平成31年10月1日から10%に引き上げられるため、また、利用料金を1時間単位の料金に改めるため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 2時間単位(延長は1時間単位)となっている利用料金を1時間単位に改める。 (2) 利用料金を本体価格に消費税率10%を乗じた額に改める。</p> <p>3 施行期日等 平成31年4月1日 ※ 経過措置により、改正後の利用料金は、平成31年10月1日以後の利用に係るものについて適用し、同日までの利用に係るものについては、改正前の利用料金を適用する。</p>	市民生活部 長
5	議案第 16 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<p>1 改正の理由 災害援護資金貸付に係る運用を改善し、災害による被災者支援の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮し、保証人の要件を緩和する。 (2) 被災者の返済負担の軽減のため、貸付利率を「3%」から「3%以内」とし、保証人を立てる場合は無利子とする。 (3) 債権の確実な回収を行うため、年賦償還に加え、半年賦償還及び月賦償還もできるようにする。</p> <p>3 施行期日等 平成31年4月1日(ただし、施行日前に生じた災害により被害を受けた者に対する貸付については、なお従前の例による。)</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	議案第 17 号	大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について (健康福祉部福祉課)	<p>1 制定の理由 平成31年4月1日から大竹市阿多田児童館を廃止し、新たに大竹市阿多田保育園を設置するため、本条例を制定するもの。</p> <p>2 条例の主な内容 (1) 認可保育所を設置することが著しく困難な地域の児童を保育し、同地域の児童の健全な育成を図るため、認可外保育施設として「大竹市阿多田保育園」を設置する。 ア 対象者は、小学校就学の始期に達するまでの者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの（市長が特に認めた者は、この限りでない）。 (ア) 阿多田地区に居住し、又は保護者が勤務している。 (イ) 利用しようとする年度の4月1日現在満2歳以上である。 (ウ) 集団生活への適応ができると認められる。 イ 指定管理者が管理する。 ウ 利用時間は、午前8時30分から午後5時まで（市長の承認を得てこれを変更できる）。 エ 利用料金は、児童1人につき月額6,000円を限度とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 (2) 大竹市阿多田児童館を廃止する。</p> <p>3 施行期日 平成31年4月1日</p>	健康福祉部 長
7	議案第 18 号	大竹市保育所設置条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	<p>1 改正の理由及び内容 現在休園中の本町保育所分園木野保育所を廃園するため、本条例の一部を改正するもの</p> <p>2 施行期日 平成31年4月1日</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第 19 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	<p>1 改正の理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る賦課限度額を現行の「58万円」から「61万円」に引き上げ、現行の賦課限度額「93万円」を「96万円」に引き上げる。</p> <p>(2) 軽減判定所得基準を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5割軽減 (現行) 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 (改正後) 33万円 + 28万円 × 被保険者数 ・ 2割軽減 (現行) 33万円 + 50万円 × 被保険者数 (改正後) 33万円 + 51万円 × 被保険者数 <p>3 施行期日等 平成31年4月1日(ただし、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。)</p>	健康福祉部 部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 20 号	大竹市介護保険条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の理由 介護保険法第 1 1 5 条の 4 9 に規定する保健福祉事業を市の事業として実施するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 次の事業を介護保険法第 1 1 5 条の 4 9 に規定する保健福祉事業として実施するもの。 ・要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業 ・被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業 3 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日 	健康福祉部 長
11	議案第 21 号	大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について (市民生活部環境整備課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の理由及び内容 学校教育法の一部改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が一部改正され、一般廃棄物処理施設等に配置すべき技術管理者の資格要件に、新たに専門職大学に係る要件が追加されたため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日 	市民生活部 長
12	議案第 22 号	大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について (上下水道局業務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の理由及び内容 学校教育法の一部改正に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、新たに専門職大学に係る要件が追加されたため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日 	上下水道局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第 23 号	大竹市火災予防条例の一部改正について (消防本部)	1 改正の理由及び内容 消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等に公表する制度を導入するため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 平成 3 2 年 4 月 1 日	消 防 長
14	議案第 24 号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について (市民生活部自治振興課)	木野集会所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 木野一丁目自治会 2 指 定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで	市民生活 部 長
15	議案第 25 号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について (教育委員会生涯学習課)	大竹市手すき和紙作業所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 おおたけ手すき和紙保存会 2 指 定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで	教 育 長
16	議案第 26 号	大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について (健康福祉部福祉課)	大竹市阿多田保育園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会 2 指 定期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで	健康福祉 部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
17	議案第 27 号	工事請負契約の締結について（本庁舎耐震改修工事） （建設部監理課）	<p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 本庁舎耐震改修工事 2 工事場所 大竹市小方一丁目地内 3 請負金額 893,160,000 円 4 請負者 広島県広島市南区西荒神町 1 番 8 号 テリハ広島 6 階 株式会社浅沼組 広島支店 5 工期 議決の日の翌日から 630 日間 <p>【工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主体工事（耐震改修工事，外壁改修工事，防水改修工事等） ・電気設備工事（電力設備改修工事，受変電設備改修工事，発電設備改修工事等） ・機械設備工事（空気調和設備改修工事，換気設備改修工事，給排水設備改修工事等） 	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
18	議案第 28 号	平成 3 0 年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 7 8, 2 4 9 千円 ○予算総額 1 5, 7 7 0, 5 1 8 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・自立支援給付費国庫負担金 1 0, 3 7 9 千円 ・児童手当国庫負担金 △6, 6 6 6 千円 ・児童扶養手当国庫負担金 △3, 1 6 7 千円 ・母子家庭自立支援給付金国庫補助金 △1, 1 2 5 千円 ・再編交付金(総務費) △1, 3 5 8 千円 ・再編交付金(民生費) 2 6 1, 7 6 9 千円 ・再編交付金(農林水産業費) △5, 3 7 1 千円 ・再編交付金(土木費) △5 4, 8 0 4 千円 ・再編交付金(消防費) △2 0 千円 ・再編交付金(教育費) 1 4, 7 2 7 千円 ・自立支援給付費県負担金 5, 1 8 9 千円 ・児童手当県負担金 △1, 6 6 6 千円 ・子ども・子育て支援県交付金 1, 4 9 9 千円 ・土地売払収入 1 0, 7 3 3 千円 ・図書館図書購入寄附金 3 0 千円 ・社会体育事業寄附金 1 0 千円 ・財政調整基金繰入金 9, 0 9 0 千円 ・市営住宅基金繰入金 △1 0, 0 0 0 千円 ・ブロック塀改修事業債 4, 0 0 0 千円 ・市道改良事業債 △2, 9 0 0 千円 ・県道改良事業債 △3, 2 0 0 千円 ・急傾斜地崩かい対策事業債 2, 2 0 0 千円 ・平原川河川改良事業債 △1 7, 1 0 0 千円 ・港湾改修事業債 △2 1, 0 0 0 千円 ・大竹会館改修事業債 △4 4, 0 0 0 千円 ・減収補填債 3 1, 0 0 0 千円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			<p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金等返還金 24,902千円 ・備品購入費(防犯カメラ) △1,235千円 ・備品購入費(自動体外式除細動器)(戸籍住民基本台帳事務) △121千円 ・障害者等自立支援給付事業 20,791千円 ・市立保育所運営管理事業(にこにこ子ども基金積立金) 50,000千円 ・市立保育所等整備事業(にこにこ子ども基金積立金) 215,000千円 ・児童手当支給事業 △10,000千円 ・私立保育所等補助金 2,702千円 ・母子・父子自立支援事業(高等職業訓練促進給付金) △1,500千円 ・児童扶養手当支給事業 △9,500千円 ・児童館運営管理事業(窓ガラス等安全対策工事) △486千円 ・漁業用施設改修補助金 △5,371千円 ・土地開発公社経営健全化補助金 21,971千円 ・阿多田中の川床版改修工事 △3,000千円 ・道路・橋りょう新設,改良事業 △19,730千円 ・県道等整備事業(県営事業負担金) △3,680千円 ・立戸地区浸水対策工事 △30,000千円 ・平原川河川改良工事 △18,000千円 ・浸水対策事業(河川改良費) △1,000千円 ・急傾斜地崩かい対策事業(県)(県営事業負担金) 2,297千円 ・港湾施設の修築・改良事業(県営事業負担金) △24,000千円 ・御園第1公園整備事業 △6,700千円 ・市営住宅基金積立金 10,733千円 ・御園集会所設計業務委託料 △10,000千円 ・備品購入費(自動体外式除細動器)(救急・救助体制充実事業) △20千円 	

議案番号	件名	内容	提案説明者																																				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費（自動体外式除細動器）（閉校施設管理事務） △ 2 4 2 千円 ・ 備品購入費（自動体外式除細動器）（遠距離通学支援事業） △ 1 2 1 千円 ・ 備品購入費（タブレット等） △ 2 8 8 千円 ・ 備品購入費（自動体外式除細動器）（小学校管理運営事業） △ 4 8 4 千円 ・ 備品購入費（自動体外式除細動器）（中学校管理運営事業） △ 2 4 2 千円 ・ 大竹会館改修事業（設計業務等委託料） △ 4 5, 0 0 0 千円 ・ 備品購入費（図書） 3 0 千円 ・ 小方学園プール市民開放事業（教育環境充実基金積立金） 2 0, 5 4 3 千円 <p>2 繰越明許費の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 総務費</td> <td>1 総務管理費</td> <td>公共施設等ブロック塀改修事業</td> <td>7,800 千円</td> </tr> <tr> <td>3 民生費</td> <td>2 児童福祉費</td> <td>子ども・子育て支援事業計画推進事業</td> <td>3,456 千円</td> </tr> <tr> <td>3 民生費</td> <td>2 児童福祉費</td> <td>私立保育所整備費補助事業</td> <td>21,091 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>2 道路橋りょう費</td> <td>県営事業負担金（道路）</td> <td>3,600 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>3 河川費</td> <td>県営事業負担金（砂防）</td> <td>2,300 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>5 港湾費</td> <td>県営事業負担金（港湾）</td> <td>2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>8 土木費</td> <td>6 都市計画費</td> <td>都市計画マスタープラン等策定事業</td> <td>4,367 千円</td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>4 社会教育費</td> <td>大竹会館改修事業</td> <td>35,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	金額	2 総務費	1 総務管理費	公共施設等ブロック塀改修事業	7,800 千円	3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画推進事業	3,456 千円	3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所整備費補助事業	21,091 千円	8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	3,600 千円	8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	2,300 千円	8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	2,400 千円	8 土木費	6 都市計画費	都市計画マスタープラン等策定事業	4,367 千円	10 教育費	4 社会教育費	大竹会館改修事業	35,000 千円	
款	項	事業名	金額																																				
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等ブロック塀改修事業	7,800 千円																																				
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画推進事業	3,456 千円																																				
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所整備費補助事業	21,091 千円																																				
8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	3,600 千円																																				
8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	2,300 千円																																				
8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	2,400 千円																																				
8 土木費	6 都市計画費	都市計画マスタープラン等策定事業	4,367 千円																																				
10 教育費	4 社会教育費	大竹会館改修事業	35,000 千円																																				

	議案番号	件名	内容	提案説明者																																											
			<p>3 債務負担行為の補正</p> <p>(1) 追加</p> <table border="1" data-bbox="958 276 1980 1166"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区集会所管理運営に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>900千円以内</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通整備に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>35,004千円以内</td> </tr> <tr> <td>玖波駅西口駅舎維持管理に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>10,645千円以内</td> </tr> <tr> <td>保育所の用務員業務に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>7,656千円以内</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>11,109千円以内</td> </tr> <tr> <td>大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>7,929千円以内</td> </tr> <tr> <td>予防接種等に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>81,445千円以内</td> </tr> <tr> <td>妊産婦歯科健康診査に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>847千円以内</td> </tr> <tr> <td>妊婦乳幼児健康診査に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>20,384千円以内</td> </tr> <tr> <td>大竹会館2階管理運営に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>1,000千円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更</p> <table border="1" data-bbox="958 1251 1980 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>補正前</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学バス運行に要する経費</td> <td>平成31年度</td> <td>13,433千円以内</td> <td>14,691千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	事項	期間	限度額	地区集会所管理運営に要する経費	平成31年度	900千円以内	地域公共交通整備に要する経費	平成31年度	35,004千円以内	玖波駅西口駅舎維持管理に要する経費	平成31年度	10,645千円以内	保育所の用務員業務に要する経費	平成31年度	7,656千円以内	病児・病後児保育事業に要する経費	平成31年度	11,109千円以内	大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費	平成31年度	7,929千円以内	予防接種等に要する経費	平成31年度	81,445千円以内	妊産婦歯科健康診査に要する経費	平成31年度	847千円以内	妊婦乳幼児健康診査に要する経費	平成31年度	20,384千円以内	大竹会館2階管理運営に要する経費	平成31年度	1,000千円以内	事項	期間	限度額		補正前	補正後	通学バス運行に要する経費	平成31年度	13,433千円以内	14,691千円以内	
事項	期間	限度額																																													
地区集会所管理運営に要する経費	平成31年度	900千円以内																																													
地域公共交通整備に要する経費	平成31年度	35,004千円以内																																													
玖波駅西口駅舎維持管理に要する経費	平成31年度	10,645千円以内																																													
保育所の用務員業務に要する経費	平成31年度	7,656千円以内																																													
病児・病後児保育事業に要する経費	平成31年度	11,109千円以内																																													
大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費	平成31年度	7,929千円以内																																													
予防接種等に要する経費	平成31年度	81,445千円以内																																													
妊産婦歯科健康診査に要する経費	平成31年度	847千円以内																																													
妊婦乳幼児健康診査に要する経費	平成31年度	20,384千円以内																																													
大竹会館2階管理運営に要する経費	平成31年度	1,000千円以内																																													
事項	期間	限度額																																													
		補正前	補正後																																												
通学バス運行に要する経費	平成31年度	13,433千円以内	14,691千円以内																																												

	議案番号	件名	内容	提案説明者																							
			<p>4 地方債の補正</p> <table border="1" data-bbox="965 229 1966 671"> <thead> <tr> <th data-bbox="965 229 1469 341" rowspan="2">起債の目的</th> <th colspan="2" data-bbox="1469 229 1966 277">限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1469 277 1720 341">補正前</th> <th data-bbox="1720 277 1966 341">補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="965 341 1469 397">総務管理事業</td> <td data-bbox="1469 341 1720 397">179,400 千円</td> <td data-bbox="1720 341 1966 397">183,400 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 397 1469 453">道路橋りょう整備事業</td> <td data-bbox="1469 397 1720 453">177,700 千円</td> <td data-bbox="1720 397 1966 453">171,600 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 453 1469 509">河川整備事業</td> <td data-bbox="1469 453 1720 509">28,800 千円</td> <td data-bbox="1720 453 1966 509">13,900 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 509 1469 564">港湾整備事業</td> <td data-bbox="1469 509 1720 564">31,900 千円</td> <td data-bbox="1720 509 1966 564">10,900 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 564 1469 620">社会教育施設整備事業</td> <td data-bbox="1469 564 1720 620">90,600 千円</td> <td data-bbox="1720 564 1966 620">46,600 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 620 1469 671">減収補填債</td> <td data-bbox="1469 620 1720 671">70,000 千円</td> <td data-bbox="1720 620 1966 671">101,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	総務管理事業	179,400 千円	183,400 千円	道路橋りょう整備事業	177,700 千円	171,600 千円	河川整備事業	28,800 千円	13,900 千円	港湾整備事業	31,900 千円	10,900 千円	社会教育施設整備事業	90,600 千円	46,600 千円	減収補填債	70,000 千円	101,000 千円	
起債の目的	限度額																										
	補正前	補正後																									
総務管理事業	179,400 千円	183,400 千円																									
道路橋りょう整備事業	177,700 千円	171,600 千円																									
河川整備事業	28,800 千円	13,900 千円																									
港湾整備事業	31,900 千円	10,900 千円																									
社会教育施設整備事業	90,600 千円	46,600 千円																									
減収補填債	70,000 千円	101,000 千円																									
19	議案第 29 号	平成 30 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 68,259 千円</p> <p>○予算総額 3,569,759 千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付費等交付金 40,000 千円 ・財政調整基金繰入金 22,944 千円 ・前年度繰越金 704 千円 ・過年度分療養給付費等負担金等 4,611 千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般療養給付事務 20,000 千円 ・一般高額療養費支給事務 20,000 千円 ・療養給付費等負担金等返還事務 28,259 千円 	副市長																							

	議案番号	件名	内容	提案説明者												
20	議案第 30 号	平成 3 0 年度大竹市介護保険特別会計 補正予算（第 2 号） （総務部企画財政課）	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="958 193 1962 229">1 債務負担行為の補正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 229 1458 276">事項</td> <td data-bbox="1458 229 1704 276">期間</td> <td data-bbox="1704 229 1962 276">限度額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 276 1458 363">地域包括支援センターに要する経費</td> <td data-bbox="1458 276 1704 363">平成 3 1 年度</td> <td data-bbox="1704 276 1962 363">36, 337 千円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 363 1458 443">認知症初期集中支援推進等に要する経費</td> <td data-bbox="1458 363 1704 443">平成 3 1 年度</td> <td data-bbox="1704 363 1962 443">18, 218 千円以内</td> </tr> </table>	1 債務負担行為の補正			事項	期間	限度額	地域包括支援センターに要する経費	平成 3 1 年度	36, 337 千円以内	認知症初期集中支援推進等に要する経費	平成 3 1 年度	18, 218 千円以内	副市長
1 債務負担行為の補正																
事項	期間	限度額														
地域包括支援センターに要する経費	平成 3 1 年度	36, 337 千円以内														
認知症初期集中支援推進等に要する経費	平成 3 1 年度	18, 218 千円以内														